

## 委員会提出議案第13号

### 視覚障害者からテレビを遠ざけない施策の推進を求める意見書

障害者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっています。情報の8割以上が視覚情報といわれる現代社会において、視覚障害者が安心して生活するためには、情報格差をこれ以上広げない対策が求められます。

F M放送と地上アナログテレビジョン放送はともにV H F帯の電波を使うため、多くの視覚障害者が、価格が低く経済性に優れ、1台で双方聴くことのできるF Mラジオを通じてテレビから様々な情報を得ていました。しかし、本年7月、地上アナログテレビジョン放送が地上デジタルテレビジョン放送へ完全移行したこと（東北地方の一部を除く。）により、その情報入手手段が絶たれてしまいました。

厚生労働省の「平成18年身体障害児・者実態調査結果」によれば、視覚障害者の情報の入手方法で最も高いものがテレビ（一般放送）であり、実に66パーセントを占めています。日々の生活にとってテレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビの情報は視覚障害者にとって不可欠なものとなっています。

よって、国においては、視覚障害者が安心して日々の生活に必要な情報を容易かつ確実に入手できるよう、以下の事項を速やかに実施することを強く求めます。

- 1 地上デジタルテレビジョン放送の受信機能が付加され、従来どおりにテレビジョン放送を聴くことのできる携帯用ラジオの開発促進のための施策を講じること。
- 2 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やすなど、テレビ放送における情報バリアフリーの実現のための施策を講じること。
- 3 音声ガイドだけを手掛かりとしてテレビ受信機や録画機のリモコン操作を可能とするなど、視覚障害者の使いやすさを最大限に考慮したテレビの開発のための施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月22日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 輿水 恵一